

大阪地方裁判所委員会（第14回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

6月2日（月）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成20年6月2日（月）午後1時30分から午後5時まで

2 場所

大阪地方裁判所第2会議室

3 出席者

（委員）朝比奈千秋，櫻田嘉章，中周子，西田正吾，西脇一枝，弘本由香里，
森克二，薬師寺玲，山口信吾，吉川純一，高村順久，榊原一夫，
川合昌幸，佐々木茂美

（敬称略）

（模擬評議担当裁判官）水島和男，安永健次，寺村隼人

（事務担当者）小佐田潔，仙波啓次，神野章，長路基樹

（庶務）橋本貢，岡田吉峰，山本悟士，富永武昭

4 配付資料

模擬評議用ビデオパンフレット，模擬評議用資料ほか

（配付資料の中から，起訴状，現場付近見取図（第1図，第2図），論告要旨
及び弁論要旨を本議事概要に参考添付）

5 議題

(1) 裁判員裁判模擬評議

ア 模擬裁判DVD視聴

イ 模擬評議

- (2) 意見交換
- (3) 次回テーマ

6 議事

(委員長： 委員(法曹関係者)： 委員(学識経験者)： 模擬評議
裁判官：)

- (1) 所長のあいさつ
- (2) 取組に関する報告

所長から、前回委員会で委員から出された意見を踏まえ、裁判所において取り組んだ内容につき報告した。

ア 調停に関する意見の各裁判官への周知

イ 大阪簡易裁判所所属の女性民事調停委員の座談会の実施

- (3) 模擬裁判DVD視聴

別紙記載の事件について模擬裁判を収録したDVDを視聴した。

- (4) 模擬評議

：本来は審理の前に行うことであるが、本日は、ここで、裁判員法39条に則って、まずは刑事裁判のルールについて説明する。

(プレゼンテーションソフトを使って説明)



：第1に、「検察官が、有罪を証明しなければならない。」。つまり、被告人が犯罪事実を行ったかどうかについては、検察官が有罪を証明する責任があり、証明できなければ無罪である。第2に、「証拠だけに基づいて判断する。」。第3

に、「証拠に基づいて検討した結果，常識に従って判断し，間違いなければ有罪，常識に従って有罪とすることに疑問があれば無罪。」。第4に，「有罪とするときには刑を決める。」。第5に，「裁判員と裁判官の意見の重みは同じ。」。以上のような，刑事裁判のルールがある。なお，法律解釈については，裁判官による説明がある。評議で話し合いがつかない場合は，最終的には多数決で結論を出す，多数決の場合でも，多数側に裁判官が最低1名は入っていないなど条件がある。

まず，評議を行うにあたって，最初に宣誓をしていただきたい。

:(宣誓書を読み上げる)「法令に従い公平誠実に職務を行うことを誓います。」

:活発な議論をお願いしたい。なお，これからの議論では皆さんのお名前ではなく，それぞれに割り振られた番号で呼称する。

最初に，模擬裁判DVDだけでは，検察官や弁護人の意見がわかりにくかったと思うので，陪席裁判官から検察官，弁護人の主張について簡単にまとめて説明する。

:配付資料の中に，論告要旨，弁論要旨があるが，もう少し簡単に説明する。

(プレゼンテーションソフトを使って説明)

:被告人が被害者の顔を殴り，その後「金を出せ。」と言って金を奪ったことについては，双方争いがない。争いのある点としては，第1に「被告人の暴行・脅迫の内容」である。具体的には，「金を出せ。」，「出さんと殺すぞ。」と言ったか，そのとき被害者の首を絞めたか，その後，さらに被害者の顔を殴ったかである。第2に，「被告人の暴行・脅迫の目的」である。具体的には，被告人の暴行・脅迫がはじめから金を奪う目的でなされたか，金を取ろうと考えた後に，その目的でなされた暴行・脅迫があるかである。第3に，「被告人の暴行・脅迫の程度」である。具体的には，被害者を抵抗できなくさせるのに十分なものであったかである。

これらの争点について，検察官はいずれも肯定し強盗致傷罪が成立すると主張

したが、弁護人はいずれも否定し恐喝罪と傷害罪が成立するにとどまると主張している。

ちなみに、検察官主張のとおり強盗致傷罪なら、法定刑は無期懲役又は6年以上20年以下の有期懲役である。もっとも、有期懲役刑を選択し、かつ、酌量減軽をすれば、刑期は3年以上10年以下となるので、結局、有期懲役刑の幅は3年以上20年以下となる。弁護人主張のとおり恐喝罪と傷害罪なら、懲役刑については、1月以上22年6月以下となる。

:これから議論をしていただくが、まず、第1の暴行・脅迫の内容については、被告人と被害者の述べていることが違うので判断が難しいと思われる。被害者の供述が、被告人の供述を踏まえても信用できるかなどを判断していただきたい。第2に、暴行・脅迫の目的という被告人の内心の問題がある。また、第3として、被告人の暴行・脅迫が被害者を抵抗できなくさせる程度のものであったかという問題があり、それらの判断で罪名が決まる。最後に、その罪名を前提として、刑をどうするのかという量刑の問題がある。本日は、以上の4点について議論していただきたい。

第1の論点だが、現場付近見取図(第2図)を見ながら、被告人の供述と証人の供述を確認していきたい。まず、現場見取図で、それぞれどう主張しているか確認したい。(以下、被害者及び被告人の主張に沿って番号を記入した見取図を見ながら主張を整理した。)

:被害者は、 で殴られたと言っていたと思う。

:被告人は、 でもう一度殴ったと言っていたのではないか。

:被告人は で追いついて、 で殴ったと言っていた。

:わかりにくいところはあったと思うが、おそらく本番では、記憶がはっきりしなければ、その部分の供述を再生するといった装置も導入されると思う。この部分について言えば、多少位置が違う程度で、供述に大きな違いがないと言えるのではないか。

: そんなに大したずれはない。

: 被害者は、 ではどうされたと言っていたか。

: まで引っ張って行かれて、押しつけられた。ここは供述がまったく違う。

: 襟首を掴まれてガラスに押しつけられたと言っていたと思う。

: それで3, 4回殴られたと言っていた。

: 被告人は、 ではどうしたと言っていたか。

: 逃げたので追いかけて行って、また殴った。

: でバッグを落としたと言っていなかったか。

: 被告人は、 では、被害者の左頬を3, 4回殴ったと言っていた。さらに、7番裁判員が指摘したように、バッグを落としたと言っていたと思う。この点については、被害者は、検察官尋問のときは言っていなかったが、弁護士尋問のときは同じようなことを言っていたのではないか。次に、被害者の供述では、 ではどうしたと言っていたか。

: 被害者は、 で首を絞められ、「金を出せ。」「出さんと殺すぞ。」と言われたと言っていた。

: 被害者が初めて「金を出せ。」と言われたのは、この場所ということになる。さらに、ここで何かをされたと言っていたか。

: ここで右目を殴られた、金を出す前に右目付近を殴られたと。

: 被害者は殴られた強さなどについて、何か言っていたか。

: 痛かったと言っていた。左手で殴られたと。

: 左手だからそれほど強くなかったのかもしれない。 ではどうか。

: 被告人は、 ではなく、 に引っ張って行って、金を要求したと言っていた。

: 被告人は、ここでは殴っていない、首も絞めていない、「殺すぞ。」とも言っていないと言っている。ここまで、被告人の言い分と被害者の言い分を比べてきたが、被告人の言い分を前提にしても被害者供述が信用できるかという判断が必要かと思う。

- ：「金を出せ。」と言ったのが，二人の供述で違う。
- ：被害者供述を裏付けるようなものはあるか。
- ：窓ガラスが割れているのは， の所である。
- ：配付資料の中に，法廷で調べた証拠である写真があると思うが，割れた窓ガラスが写っている。これは被害者供述を裏付けると言えると思うが，逆に被害者供述がおかしいと思える部分はあるか。
- ：被害者がまったく無抵抗だったと言っていた点はどうか。窓ガラスにぶつかるというのは相当な勢いがあったはずだが，抵抗していればそこまでいかなかったと思う。やられっぱなしで，抵抗できない状態になっていたのではないか。
- ：その他はどうか。
- ：鞆に入っていたお金を気にしていたはずだと思う。売り上げが12万円入っていたのだから，それを大事に守ろうとして，無抵抗で切り抜けようと思ったのかもしれない。
- ：8番裁判員は，やられっぱなしでもまったく無抵抗でも不自然ではないという意見ということか。
- ：診断書には，左右顔面打撲傷とある。被害者の供述では左右。しかし，被告人の供述では右手で殴ったと言っているようだ。
- ：診断書と被害者供述を比べてみてどうか。
- ：被害者供述以外に証拠がないようだ。
- ：被害者がそういう状態で診療所に来たら，大体加療1週間の診断書を書くと思う。診断書は，怪我の部位を特定する意味では有効だと思うが，加療1週間という怪我では，怪我は大したことはないのではないか。
- ：あとはどうか。被害者が法廷で強いて嘘をつく可能性はどうか。
- ：嘘をつく理由はあまりないように思われる。
- ：そう考えられる理由は何か。
- ：被害者本人が，すでに示談していて，嘆願書まで作成していることからすると，

あえて嘘を言って被告人をおとしいれる理由は被害者側にならないように思われる。被害者は自分の記憶に基づいて話をしていると考えられる。また、割れていた窓ガラスについて、どのくらいの強さで当たればひびがはいるのかはわからないが、少なくともそれに符合する話というのは、被害者の供述にしかない。被告人の供述からは、なぜ窓ガラスが割れたかについてわからない。だから、被害者の供述は信用できると考える。

: そうすると他方、被告人の供述は信用できないということか。

: 信用できないと考える。

: 被告人の供述が信用できないとする理由は何か。

: 被告人は、強盗という事件にしたくないのだと考えられる。傷害罪と恐喝罪にするためにそのように主張していると感じた。

: 自分に有利になるように主張しているということか。

: そのとおりである。

: 被告人は、酔いを覚まして冷静になろうとして外にいたと述べていたが、冷静になろうとしている人がじろっと見られただけで、その人にけんかを仕掛けることには疑問を感じる。被告人には冷静になろうという気持ちはなかったのではないかと思われる。それから、割れたガラスについて、どの程度の強さであれば割れるのかを知りたいが、証拠は他にないのか。

: ガラスに関する証拠としては、院長の供述、割れたガラスの写真、被害者の供述のみで、それ以上の証拠はない。法廷で出された証拠で判断していただくほかない。実際の裁判であれば、この割れたガラスの件について質問をしていると思われる。また、裁判員の方々も法廷で質問をすることができるが、今回は、訊いていないことを前提に判断いただきたい。

: この事案では、被告人がどのくらいの酒を飲んでいて、どのくらいの酩酊状態であったかについて全くわからないが、それによっても随分判断が変わってくると思われる。

: 割れたガラスの写真を見るかぎりでは、頭をぶつけてできたようなひびには見えない。先端のとがった金づちのようなもので殴ってできたひびに見える。ガラスが割れるというのは相当な衝撃であり、一週間の怪我というものではないように思われる。

: これは、院長の供述等から割れたガラスの写真を証拠とすることに弁護人が同意していることからすると、犯行時に押しつけられて割れたものだろうと弁護人が判断をして、弁護人としても犯行時にそのガラスが割れたという事実をそれほど争うつもりがないということは推測できる。しかし、あくまでも推測である。

被害者の供述についておかしいと思われる点はないか。

: 普通、首を絞めるというのは両手で絞めることだと考えるが、被告人は衿を持っただけのようであり、それで絞めたといえるのかは疑問がある。被害者は絞められたと感じたようだ。

: DVDの中でも検察官が実演していたが、それを見てどう考えたか。

: 衿を押しつけたような感じであった。

: 首自体を絞めたようには感じなかった。

: 被害者の供述が信用できると考えてよいか。他方、被告人供述に不自然な点はないか。また、被告人の供述のポイントは何か。

: 全体的な供述の信憑性を議論するとすれば、友人と飲んでけんかをしたことは覚えていない。また、妻とけんかしたことは詳しく覚えていないにもかかわらず、犯行時については詳しく述べている。どのくらいの酩酊状態であったかがわからないが、自宅が近所にあって同じような状態であったとすればそれほど覚えていない可能性もある。少なくとも信憑性のプラス点にはならないと思われる。

: 被害者がわざわざ嘘をつく必要性は全くない。論点が違っているところは、すべて恐喝罪と傷害罪か、強盗致傷罪かの分かれるポイントに関わる話ばかりで

ある。ここまで論点がはっきりして、それによって罪の重さが変わってくるような状況になってからそれらの供述をしていると思われるので、このような裁判になる前に供述したものがあるとすれば、そちらの方はかなり信用できると思われる。

： どういう論点が違っていると思われるのか。

： 「殺すぞ。」と言ったか言っていないか、首を絞めたか絞めていないか、お金を取る意図があったかどうかだと思う。食い違っている点が、それらばかりに集中しているのは不自然だと思う。

： 金を出せと言った後は暴行を加えていないという点について、なぜ殴らなくなったかについて検察官が質問していたが、その点はどう考えるか。

： 私は、謝らなかったから謝る代わりに金を出せというように理解した。

： 皆さんの意見を聞いていると被害者側に有利に見ているようだが、私は、今回の被告人の印象からは、その辺にいる普通の若者であると感じた。被害者が無抵抗であった点について、首を絞められて死にそうになっているならば抵抗するだろうと思われる。私ならば抵抗するだろう。被告人にも問題があると思うが、それほど悪人ではないと考える。

： 皆様のご意見を聞いていると、皆さん被害者の供述に嘘はないと考えておられるようであり、そうだとすると、被害の状況としては、細部は別として、基本的には被害者の供述に副った事実を認めてよいということになるかと思うが、それでよろしいか。

(一同うなずく)

： 第2の点の初めからお金を取るつもりであったのかどうかについては、被告人の内心の問題である。それを推し量るにはどうしたらよいか。

： 少なくとも強盗目的だったようには見えない。被告人は、鞆に執着していたわけではないし、出されたお金を取って逃げただけであり、初めから強盗目的があったとは思えない。また、事前に刃物などを用意していたようではないので

そのように思った。

：初めから強盗をするつもりであればどのような行動をとると考えられるか。

：物陰からうかがっているようならば別だが，じっとうずくまって強盗をしようとする人はいないと考えられる。

：計画的に強盗したのではないと言えると思うが，結果的に強盗をはたらいたということはあると思う。

：被告人も，お金を取ろうと思って，お金を要求して，お金を取ったことは認めている。問題は，どの時点でお金を取るつもりになったのかが問われている。検察官は，最初から強盗をするつもりである場所において，被害者が前を通ったので声をかけたと言っているが，弁護人と被告人はそうではないと言ってる。

：待ち伏せをしていた感じではない。本当に強盗するならば「おい待て。」という止め方はしないと考える。

：当初から強盗するつもりならば，顔を隠すなどすると思われる。あと，1万円を取った後に飲みに行くというようなことは，普通の強盗犯ならばしないと考えられる。

：当初からは強盗目的がなかったとしても，呼び止める行為から始まる一連の流れの中で，強い力を行使して金を奪おうという意思を発生させたとすれば，それは強盗になるのではないか。

：最初からお金を取るつもりがあったかなかったかについて，弁護人はお金をとるつもりになったのは，暴行が終わった後だという主張であった。検察官が言っているのは，被告人は最初からお金を取るつもりだったということであった。今の意見では，当初からお金を取るつもりであったことに対しては疑問だということのようである。他に何かあるか。

：被告人が，被害者に謝らせようとして追いかけ，被害者に追いついたのであれば，そこで謝れというような発言があつてしかるべきである。しかし，そういう発言もなく殴ってしまったということであれば，そのころにはお金を取る目

的があったのではないかと考えることもできるのではないか。

：お金を出せというときに、初めて金を出せと言ったのか、それよりも前なのかなど殴った時期との前後関係にもよるが、そのころにはそういう意思はあったと思われる。被告人は被害者に謝れとは言っていないし、謝るか金を出すかどうかははっきりしろというようなことを言っているわけでもないので、そう考えるのが自然である。全体の行動として、酩酊していれば別だが、深夜に執拗に殴って金を出せと言っていることからすると、その後殴ろうが殴るまいがそれは強盗だと思われる。

：現時点での意見で、被告人の言うとおり、被告人には最初は金を取る気はなかったと思う人はいるか。

(7人が拳手)

：最初は金を取る気はなくて、途中からその気になったのだと思う。

：途中からというのはどの時点からか。

：被害者に追いついた時点から。最初から待ちかまえていたのではないと思う。

：12万円入りのバッグを取ってないという点については、どう考えるか。12万円入っていたことは、被告人は知らなかったと思うが、バッグの中に何か入っていることには気づいていたのではないか。弁護人もそこは重点的に聞いていた。弁護人が指摘しているのは、金を取った後に金額を確認せずに逃げ去っている、最初から「金を出せ。」と言っていない、という点だと思う。そのような点からすると、最初から金を取ろうという意思ではなかったということによいか。

(一同うなずく)

：では、第3の暴行・脅迫の程度の点についてはどうか。先ほどの議論では、被害者供述は信用できるということであったが、被害者を抵抗できなくさせる程度の暴行・脅迫があったと見るかについてはどうか。強盗と恐喝の違いについては、カツあげをイメージしてもらえればわかりやすいのではないかとと思われる。

る。

：強盗と恐喝の違いについては，どのようなものか。口で言ったら恐喝なのか。

：イメージとしては，意思を制圧して奪ったというのが強盗であり，そこまでいかに，仕方ないから出そうかというのが恐喝と考えてもらってよい。

：カツあげだと，路地裏などに連れ込まれて「おい，出せ。」というようなイメージだと思うが，いきなり殴られたりすると完全に萎縮すると思われる。まだ口だけであれば，逃げる人は逃げられると思う。イメージで言えば，そのあたりがメルクマールになると思う。しかし，抵抗するかどうかは，人によって違いはあると思う。

：普通の人を基準にして考えて，この状況なら助けを求めたり反撃したりすることはできないという状況なら強盗になると思うし，そこまでいかに怖いからお金を出そうという感じならば恐喝であろう。

：普通に考えれば，深夜4時に殴られて，しかも窓ガラスが割れるまで殴られたりしたら怖いと思う。体格がよくても気の弱い人もいるので，体格差の問題ではないと思う。

：典型的な例を言えば，ナイフを出されて「金を出せ。」と言われれば強盗なのだろうが，今回の事案では体格は一緒なので，そのあたりの問題もあると思う。

：体格の他にも，年齢・人相・風体・時刻・場所などが問題になってくると思う。

：人相・風体というと，実際に法廷で被告人や被害者を見た印象なども考慮してしまいそうである。

：状況で言えば，照明はあったが薄暗かったという話も出ていたと思う。

：夜中に人のいないところで，4，5回殴られたら相当怖いのではないか。

：普通の人なら，一般的にそういう感覚を持つだろうという意見か。その他に何かあるか。

：被害者は，鞆と鍵を冷静に拾っているので，かなり冷静な人だという印象がある。それだけの余裕があるのであれば，抵抗しようと思えば抵抗できたのでは

ないか。

：被告人に有利と言える事情が出てきたが，この点についてはどうか。

：お酒を飲んだ人というのは，酒の勢いで行動してしまう部分があるのではないか。もちろん飲むのは本人が悪いと思うが，そういう点も考慮しなければならないのではないか。

：暴行の程度としては，抵抗できなくさせるほどのものであったか。

：そこまでのものではなかったのではないか。普通であれば反撃すると思うが，被害者はまったく反撃していないので，無抵抗で切り抜けようと思ったのではないか。そこまでの暴行ではなかったのではないかと思う。被害者が抵抗するつもりがなかったから，大した暴行でなくても金が取れたのではないか。実際に，被告人も金を取った後に逃げてもいる。

：確かに，まったく抵抗できなくさせているのであれば，逃げる必要はないのではないかという見方もできる。普通は，無抵抗というと一方的にやられているという印象になるが，大柄な人が敢えて何もしなかったということになれば，被告人の暴行もそこまでのものではないという見方もできるだろう。

：5番裁判員は，被害者がバッグを拾ったのは余裕があったためという意見であったが，先ほど8番裁判員からは，バッグの中身が気になっていて，なんとかお金を守ろうと思っていたという意見も出ていた。そうであれば，逆にそれ以外のことは何もできなかったという考え方もあるのか。

：刑事裁判の原則から言うと，証拠上，常識的に考えて間違いないと言えるかどうか問題だがどうか。

：抵抗しなかったことが被害者の落ち度になることはないと思う。抵抗しなかったことをもって，罪を減じるべきではないと思う。状況等を考えれば，怖くて抵抗できなかったと考えるべきではないか。

：本来はもっと議論を尽くさなければならないが，今日は時間の関係もあるので，ここで多数決を取りたい。現時点で，強盗である，つまり，被告人の暴行が被

被害者を抵抗できなくさせるようなものだったと考える方はどのくらいいるか。

(5 人が拳手)

: 5 人の方が拳手したが、本日的人数では 5 人では過半数に達しないので、強盗には達しないという結論になる。次に、量刑について議論したい。

: 量刑に関しては、被告人に対する影響の大きさという点から、実際に刑務所で服役させる実刑にするのか、社会内で更生させる執行猶予にするのかについて、まず最初に議論することが多いと思う。

: 計画的な犯行だとする検察官の主張と、計画性はなく偶発的犯行だとする弁護側の主張がある。先ほどの結論だと、暴行の程度はそこまでではなく、強盗ではないという結論だった。実刑か、執行猶予かについては、感覚的にはどうか。実刑だと思う方は。

(2 人が拳手)

: 普通は、じろじろ見られただけで殴ったり金を出せと言わないと思う。被告人は職もないし、婚約者が監督するといっても、果たしてどうやって監督するのか疑問である。また、酒の勢いといっても、普通は一度殴るくらいだと思うが、追いかけて行って、何度も殴って金を出せという行為は危険なことだと思う。私は、少し教育をしてほしいと思う。

: 私は、強盗致傷罪が成立すると思うが、金額も小さいし前科もないので、懲役 3 年ということで執行猶予を選択することはあり得る話だと思う。しかし、本人に反省を求めるということを考えると、短くても、例えば 1 か月でも実刑にする方がいいのではないか。被告人の反省が足りないと思う。逆に、後日にでも被告人に反省の色があれば執行猶予でもいいと思うが。

: 最近の若い人は、お酒を飲むと無茶な行動が多い。本件の被告人は若いし、前科もないし、被害者と示談も成立していることを考えると、もう 1 回チャンスを与えるべきだと思う。

: 婚約者の監督についてはどうか。

: 婚約者に監督させることの実効性については疑問に思う。

: 被告人は成人している。結婚しているわけでもない婚約者がずっとついて回る訳でもない。非常に疑問に思う。

: 嘆願書については。

: その効果は大きいと思う。

: 他にも、配付資料にもある示談書についてだが、婚約者の母が保証をしていることも考慮できるのではないか。結論としては、執行猶予でいいという結論でよいか。

(一同うなずく)

: 執行猶予を付すためには、主刑は懲役3年以下でなければならない。本来であれば、量刑についてはもっと考えなければならないが、今日は時間の関係でこの程度でいったん終了としたい。

8 意見交換

: 模擬評議に参加した感想をお聞かせいただきたい。

: 今回の事例では事件自体が大きくないので参加してもいい経験になるかと思う。しかし、実際に死刑が求刑されるような裁判の裁判員になったときや死刑と判断するときの心理面の負担は大きいと考えられる。裁判員として重大事件に立ち会うことは、人間的につらいと思われ、二の足を踏むのかもしれない。

: 事実関係についての双方の主張に隔たりが大きい場合は、判断がかなり難しいと思われる。自分自身の経験でも、双方の言うことが違っていて、その中で判断するというのは難しいものであった。裁判員裁判も同じように難しいものとなるのではないかと思われる。

: 仕事上でも、事実関係や言った言わないの話になったときにどのように証明するかやどちらを信じるかなどの判断は正直なところ迷うところがある。死刑などを決めることになれば、さらに大変だと思われる。

: 私は、今回のケースでもかなり事実関係が違っていると思われる。自分自身で

は事実関係を十分に整理できたつもりであったが、評議であらためて話をする
と、意外と自分の頭に入っていなかったことがわかって驚いた。しっかり事実
関係を把握しなければ判断できないということを感じた。また、評議を通じて、
事実の見方は一面的ではなく、様々な見方があるのだということがわかった。

：こういう形で評議をすることは難しいものだとして初めてわかった。一つは、法律
の知識が不足していることで、強盗と恐喝の違い自体がよくわからなかった。
その中で議論しなければいけない難しさを感じた。もう一つは、判断するとき
に求められる常識というものが人によって違っている中で、その常識を共有す
ることは難しいと感じた。今回のケースでは、比較的皆さんの常識の範囲内
であったようだが、それでも大きく違った見方が出てきていた。いろんな見方
があるからこそ議論する意味があるとは思いますが、求められる常識自体が難しい
のだと実感した。

：今日の事案でも、「証拠に基づいて」と冒頭に裁判長が言われたが、証拠に基
づいて判断できることがどれくらいあるのだろうかと思う。私は強盗でない方
に票を入れたが、心証としては強盗であった。私の心証では被告人は嘘を言っ
ていると考えたが、その証拠がなく、証拠がないので嘘だと言いきることがで
きなかつた。実際の法廷で検察官や弁護人が何を証拠として提出するのによ
って全く変わってしまうと考えられる。非常に難しいというのが率直な感想で
ある。何を拠り所に、何を判断すればいいのか。素人が裁判員として来たとき
絶対座標を持っていないので、裁判長がリードしていくことになり、結局、裁
判長次第になってしまうのかとも思われる。

：私は、最初に細かい議論をする前に、どちらと決めて議論の中で自分の考えが
間違っているのかを検証しながら進めた。結局、私の最初の考えのとおりの結
論となったが、そういう進め方をすることが正しいのかどうかをお教えいた
きたい。

：皆さんから多面的に様々な意見を聞くことができ、勉強になり、また、いい経

験となった。今回のケースでは、最初の方では強盗という意見の方が多かったが、いろんな配慮をお考えになったのだろうと思われる。人間を相手にして、それを法が裁くわけであり、いろんな配慮があってもよいのではないかと思う。ぜひ裁判員制度は広めていってほしいと思う。



: 心情が先に立ってしまい、客観的に判断するというのは難しいと感じた。犯罪の計画性や犯人がどういうつもりでそこにいたかなどが量刑や結論に反映されるのは理解できるが、やはり行為、今回であれば強盗をした、言葉を発した行為に対する量刑が対応していてもよいのではないかと思う。普段からそのように思っていたので、今回はあえて極端な意見を述べた。

: 全面否認の案件であつたらもっと大変だと思われる。

: 皆さんでいろんなことを多角的に検討していただけたので、大変参考になった。被告人の与える印象や検察官の立証における印象も大事だと感じた。真実の姿をどのようにして法廷に持ち込めるかというのも、今後我々に課された課題だと強く感じた。

: 今回、おもしろい題材を選ばれたと思う。ガラスの件についても、検察官も弁護人もあえて高さなどを調査していないようであり、弁護人とするとその人間が当たってできたひびなのかどうかは調べるべきだと思われる。そもそも歯医者さんの調書を証拠にすることに同意すべきなのかどうかという問題もあると思う。警察官や検察官が作成した調書ではなく証言だけで判断する場合、1時間、2時間の証言を聞いたあとで事実に関する評議をするときになって、どう言った

かがすぐ的確に出てくるようにならなければ難しいと考える。また，無罪推定の原則については，審理，評議の前にきちんと裁判員の方へご説明いただきたい。

：これまでの意見について，裁判員制度に対する期待や危惧は，どちらも確かにそのとおりだという思いで聞かせていただいた。今回の模擬評議は，時間的制約等があり，評議していただいた委員の方々には不安全感が残ったのではないかと思われる。しかし，実際の裁判員制度のもとでは，審理までにきちんと双方の主張を尽くし，不十分なところがないようにして裁判を進めることになる。評議にあたっては，裁判員の方々が十分に意見を述べていただけるだけの時間をとって進めさせていただきたいと考えている。いずれにしても，裁判員の方々には公判審理でも評議でも相当な負担をお掛けすることは間違いがないことだが，裁判員の方々が裁判に立ち会えてよかったと思っていただけるような裁判を実現したいと考えている。

：今日の事件であればどのくらいの時間をかけることになるか。

：評議には余裕をもって1日を充てたいと思う。決して急ぎたくはない。実際には選任手続に半日かかり，その日の午後から審理が始まり，審理としては評議を含めて2日半ぐらいになると思われる。1日目には事実関係の争いに関する部分，2日目は情状関係，論告，弁論で，午後から評議をする。3日目には評議の様子を見て，評議が整えば判決をするような感じである。

：審理と評議で2日半くらいかかるというイメージのようである。その他，裁判官として何か意見，感想はあるか。

：多様な見方を勉強させていただくという点では裁判官にとっても非常に意義のある制度だと考えている。

：評議いただいた委員の方々から不安感があるという意見についてどう思うか。

：証拠に基づく判断というのは，常に意識していかなければならない。仮説を立てることについては，その感覚でよいと思われるが，評議の場において様々な

意見が出てきたときに修正できる仮説でなければならないと考える。私は、公判前整理手続の中で主張を整理して、争点に絞った審理をして、争点に絞った評議をしていただくことが基本だと考えている。私の基本的な立場としては、検察官が主張し、弁護人がそれに反論して、それらの要素のすべてを取り上げた上で評議を尽くしたいと思っている。実際の裁判でも、できるだけ裁判員の方々に自由な意見を出していただいで進めていきたいと考えている。

：重大事案である場合や犯人かどうかが争われた場合については、裁判所としてもどのように進行させていくかをしっかり考えていきたい。特に犯人性が争われた場合には、相当な時間がかかることが予想されるため、どのように整理するかなどについても、今後、検討しなければならないと考えている。多面的に意見を述べていただけるかどうか、この制度の成否を決めることとなる。今後ともこういう機会があるかと思うので、よろしく願いしたい。

8 次回の予定

- (1) 次回大阪地方裁判所委員会（第15回）開催日
平成20年11月5日（水）午後1時30分
- (2) 意見交換のテーマ
ADRについて



(別紙)

模擬評議の対象事件

- 1 起訴罪名 強盗致傷罪

- 2 公訴事実 被告人は、通行人から現金を強取しようと考え、平成21年5月27日午前4時ころ、甲県宝市長沢2丁目7番9号の路上において、泉田哲夫(当時36歳)に対し、握りこぶしで顔面を数回殴り、首を絞めるなどの暴行を加え、その間に「金を出せ。出さんと殺すぞ。」と言って脅迫し、抵抗できないようにした上で、同人から現金1万円を強取し、その際、同人に対し、加療1週間を要する顔面打撲傷の傷害を負わせたものである。

- 3 弁護人の主張 被告人が、被害者の顔を四、五回殴り、けがを負わせたこと、被害者に「金を出せ。」と言って、現金1万円を受け取ったことは間違いない。
しかし、被告人は、路上で被害者から顔をじろじろ見られたことに腹を立てて被害者の顔を殴ったのであって、その際には金を取ろうという意図はなかった。また、被告人は、被害者の顔を殴った後に、金を取ろうと考え、被害者に、「金を出せ。」と言って1万円を受け取ったが、その際、首を絞めたことも、「出さんと殺すぞ。」と言ったこともない。

- 4 証人尋問等 (1) 証人泉田哲夫(被害者)尋問
(2) 証人国見浩子(被告人の婚約者)尋問
(3) 被告人質問

(注) 模擬評議の対象事件は架空のものである。